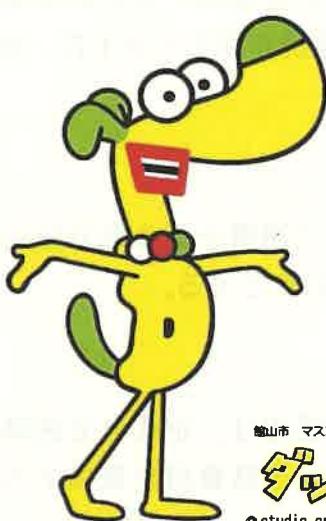


館山市・南房総市定住自立圏 形成協定書



館山市・南房総市

館山市・南房総市定住自立圏 形成協定書

館山市と南房総市は、定住自立圏の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、定住自立圏構想の推進に当たり必要な中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日付総行応第39号総務事務次官通知）第4の規定によるものをいう。）を行った館山市と当該宣言に賛同した南房総市が、連携と協力により、定住に必要な都市機能及び生活機能を高め、持続可能な社会基盤を築き、館山市及び南房総市の圏域（以下「圏域」という。）の活性化を図り、もって、館山市民及び南房総市民が将来にわたって安心して暮らし続けることができる、魅力のある圏域を形成することを目的とする。

(基本方針)

第2条 館山市及び南房総市は、前条に規定する目的を達成するため次条に規定する政策分野について、相互に役割を分担して連携を図るとともに、地域資源を有効活用し、取り組むものとする。

(連携する政策分野及び取組の内容並びに役割分担)

第3条 館山市及び南房総市が相互に役割を分担して連携を図り取り組む政策分野及び取組の内容並びに役割分担は、別表のとおりとする。

(執行に当たっての連携協力及び費用負担)

第4条 前条に規定する取組の推進に当たり必要な費用は、定住自立圏構想の財政措置を基本とし、館山市及び南房総市が協議し当該費用を負担するものとする。

2 前項の規定により必要となる手続き及び人員の確保に係る負担並びに費用の負担については、その都度協議の上、別に定めるものとする。

(協定の変更)

第5条 館山市及び南房総市は、この協定を変更しようとする場合は、協議してこれを定めるものとする。この場合において、館山市及び南房総市は、あらかじめ議会の議決を経なければならない。

(協定の廃止)

第6条 館山市及び南房総市は、この協定を廃止しようとする場合は、あらかじ

め議会の議決を経た上で、その旨を他方に通告するものとする。

- 2 前項の規定による通告は、書面によって行い、議会の議決書の写しを添付するものとする。
- 3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

(疑義の解決)

第7条 この協定に関し疑義が生じた場合は、館山市及び南房総市が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、館山市及び南房総市が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和2年7月3日

千葉県館山市北条1145番地の1

館山市

館山市長

金丸謙一

千葉県南房総市富浦町青木28番地

南房総市

南房総市長

石井祐

別表

1 生活機能の強化に係る政策分野

(1) 医療

①地域医療の維持・充実

取組の内容	圏域の医療体制の維持・充実を図るため、救急医療事業等を支援する。 また、看護師等の医療人材の育成・確保のための必要な取組を行う。
館山市の役割	中心的な役割を担うとともに、南房総市と連携し、地域医療体制の維持・充実に必要な事業及び支援を行う。
南房総市の役割	館山市と連携し、地域医療体制の維持・充実に必要な事業及び支援を行う。

(2) 福祉

①子育て支援等、障害者福祉、高齢者福祉の充実

取組の内容	官民連携により、保護者の子育てと就労の両立が図れる、子育てしやすい環境づくりを推進する。また、子どもの出生数の増に向けた取組を行う。 多様な障害者のニーズに対応した取組を行う。 高齢者福祉に必要となる介護人材の確保や高齢者等の移動困難者支援などの取組を行う。
館山市の役割	中心的な役割を担うとともに、南房総市と連携し、圏域内の子育て支援等、障害者福祉、高齢者福祉の充実に必要な事業及び支援を行う。
南房総市の役割	館山市と連携し、圏域内の子育て支援等、障害者福祉、高齢者福祉の充実に必要な事業及び支援を行う。

(3) 防災

①災害に強いまちづくりの推進

取組の内容	激甚化しつつある自然災害に対し、圏域市民等の被害を最小限にとどめる取組を行う。
館山市の役割	中心的な役割を担うとともに、南房総市と連携し、激甚化しつつある自然災害に対し必要な取組を行う。
南房総市の役割	館山市と連携し、激甚化しつつある自然災害に対し必要な取組を行う。

(4) 産業振興

①農林水産業の振興

取組の内容	圏域内の特色ある農林水産業の活性化に資する必要な取組を行う。
館山市の役割	中心的な役割を担うとともに、南房総市と連携し、圏域における農林水産業振興に必要な事業及び支援を行う。
南房総市の役割	館山市と連携し、圏域における農林水産業振興に必要な事業及び支援を行う。

②商工業の振興

取組の内容	圏域内の商工業の活性化を図るため、商工会議所、商工会等の関係団体との連携により、賑わいの創出、雇用促進、事業承継等のための取組を行う。
館山市の役割	中心的な役割を担うとともに、南房総市と連携し、起業・創業支援、雇用促進等、商工業の振興に必要な事業及び支援を行う。
南房総市の役割	館山市と連携し、起業・創業支援、雇用促進等、商工業の振興に必要な事業及び支援を行う。

③観光の振興

取組の内容	圏域内の自然・歴史・文化、産業等の地域資源を活かした広域観光を推進し、来訪者や交流人口を拡大するため、圏域の魅力の向上や圏域内外への情報発信等に必要な取組を行う。
館山市の役割	中心的な役割を担うとともに、南房総市と連携し、来訪者や交流人口の拡大のために必要な取組を行う。
南房総市の役割	館山市と連携し、来訪者や交流人口の拡大のために必要な取組を行う。

(5) 環境

①自然環境の保全・循環型社会の構築

取組の内容	圏域内の豊かな自然環境を守っていくため、環境保全、循環型社会の構築のための取組を行う。
館山市の役割	中心的な役割を担うとともに、南房総市と連携し、圏域内の環境保全等に必要な事業及び支援を行う。
南房総市の役割	館山市と連携し、圏域内の環境保全等に必要な事業及び支援を行う。

(6) 教育

①教育の振興

取組の内容	圏域の児童生徒一人ひとりの成長を支え可能性を伸ばすために、児童生徒が学びやすい環境づくりを推進する。児童生徒を取り巻く問題に対応する機関の充実を図るとともに、対応する教職員の資質能力の向上を図る。圏域の歴史・文化・自然等について、一層の理解を深めるため、生涯学習活動の振興・連携を図るとともに、スポーツの振興に努める。
館山市の役割	中心的な役割を担うとともに、南房総市と連携し、圏域の教育の振興に必要な事業及び支援を行う。
南房総市の役割	館山市と連携し、圏域の教育の振興に必要な事業及び支援を行う。

2 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

(1) 交通

①交通ネットワーク等の維持・整備

取組の内容	圏域内の交通ネットワークを維持・整備し、通学、通院、通勤等の交通手段を確保するため、交通事業者その他の関係機関と連携して、バス、鉄道等の公共交通の充実に向けた取組を行う。
館山市の役割	中心的な役割を担うとともに、南房総市と連携し、圏域内の交通ネットワーク等の維持・整備に必要な事業及び支援を行う。
南房総市の役割	館山市と連携し、圏域内の交通ネットワーク等の維持・整備に必要な事業及び支援を行う。

(2) 道路

①道路等の整備促進

取組の内容	館山市と南房総市をつなぐ幹線市道等の整備を行う。
館山市の役割	中心的な役割を担うとともに、館山市と南房総市をつなぐ幹線市道等の館山市域分について整備を行う。
南房総市の役割	館山市と南房総市をつなぐ幹線市道等の南房総市域分について整備を行う。

(3) 移住・定住・交流

①地域内外の住民との交流・移住定住の促進

取組の内容	圏域内の人口減少に歯止めをかけるため、圏域内への移住定住の促進、圏域内外との交流人口及びふるさと納税等による関係人口の拡大に向けた取組を行う。
館山市の役割	中心的な役割を担うとともに、南房総市と連携し、移住定住の促進、交流人口及び関係人口の拡大に必要な事業及び支援を行う。
南房総市の役割	館山市と連携し、移住定住の促進、交流人口及び関係人口の拡大に必要な事業及び支援を行う。

3 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

(1) 圏域マネジメント能力の強化

①圏域の人材及び職員の育成並びに民間の専門人材の活用

取組の内容	圏域のマネジメント能力の強化に向け、外部専門家の活用等を行う。 また、圏域市民の協働の促進、職員の資質向上等を図るために取組を行う。
館山市の役割	中心的な役割を担うとともに、南房総市と連携し、企画及び運営を行う。
南房総市の役割	館山市と連携し、企画及び運営を行う。

②圏域マネジメントの能力の強化に係る取組

取組の内容	効率的な行政システム構築に向け、先進技術の導入や事務の共同処理化に努め、圏域市民の利便性向上と業務の効率化を図る。
館山市の役割	中心的な役割を担うとともに、南房総市と連携し、圏域市民の利便性向上と業務の効率化のために必要な取組を行う。
南房総市の役割	館山市と連携し、圏域市民の利便性の向上と業務の効率化のために必要な取組を行う。

